記者発表資料

平成２９年５月８日
東北地方整備局
福島県

福島県における復興祈念公園
基本構想の策定に向けてご意見をお聴かせください

国土交通省東北地方整備局では、有識者からなる「福島県における復興祈念公園基本構想検討調査有識者委員会」を設置し、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による未曽有の大災害である東日本大震災で甚大な被害を受けた、福島県双葉郡双葉町中野(なかの)地区、両竹(もろたけ)地区、浪江町両竹地区等を対象に、福島県と連携して復興祈念公園の基本構想の検討を重ねてきました。

基本構想を策定するにあたり、地域の方々のお考えをお伺いするため、基本構想（案）に対するご意見を募集します。

【意見募集期間】

平成２９年５月９日（火）～平成２９年６月８日（木）（**必着**）

【意見募集方法】（詳細は別添資料参照）

（１）基本構想（案）の閲覧・入手方法

①ホームページ

東北地方整備局、福島県、双葉町、浪江町のホームページにてご覧いただけます。
東北地方整備局HPアドレス（http://www.thr.mlit.go.jp/）⇒「復興祈念公園」より入手できます。

②閲覧場所

東北地方整備局、福島県庁、双葉町役場、浪江町役場等に設置された閲覧場所にてご覧いただけます。

（２）意見提出方法

基本構想（案）をご覧いただいた上で、「東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係」まで、閲覧場所備え付けの意見箱にご投函いただくか、郵送・ファックス・電子メールにより、ご意見をお寄せください。

※郵送・ファックス・電子メールをご利用の場合は、「福島県における復興祈念公園基本構想（案）に対する意見」であることを明記のうえ、基本構想（案）に対するご意見の他に、性別、年齢（年代）、住所（都道府県名と市町村名）をご記入ください。

送付先　住所：〒980-8602　仙台市青葉区本町3-3-1
ファックス：022-227-4459　電子メール：thr-tohoku-park@mlit.go.jp

【シンポジウム開催】（詳細は別添チラシ参照）

福島県における復興祈念公園シンポジウムを平成２９年５月２８日（日）に開催します。

（発表記者会：福島県政記者クラブ、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会）

〈 問い合わせ先 〉

国土交通省 東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課　電話：022-225-2171(代表)
建設専門官　木村(きむら)　晃(あきら)（内線6163）

福島県 土木部 まちづくり推進課 主幹　山田(やまだ)　毅(つよし)　電話：024-521-7868（直通）
（内線3647）

福島県における復興祈念公園基本構想（案）に対する意見の募集について

平成２９年５月８日
東北地方整備局
福　　島　　県

国土交通省東北地方整備局では、有識者からなる「福島県における復興祈念公園基本構想検討調査有識者委員会」を設置し、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による未曽有の大災害である東日本大震災で甚大な被害を受けた、福島県双葉郡双葉町中野地区、両竹地区、浪江町両竹地区等を対象に、福島県と連携して復興祈念公園の基本構想の検討を重ねてきました。

このたび、基本構想（案）をとりまとめましたので、地域の方々のお考えをお伺いするため、以下の要領で基本構想（案）に対するご意見を募集します。いただいたご意見は、検討を行う際の資料とさせていただきますので、ぜひご意見をお寄せください。

≪意見募集要領≫

１　意見募集内容
福島県における復興祈念公園基本構想（案）（別紙１参照）

【閲覧・入手方法】
（１）ホームページ
東北地方整備局、福島県、双葉町、浪江町のホームページにてご覧いただけます。
東北地方整備局 HP アドレス（http://www.thr.mlit.go.jp/）⇒「復興祈念公園」より入手できます。

（２）閲覧場所
以下の場所にて閲覧できます。
１）東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係
宮城県仙台市青葉区本町３－３－１
場所：仙台合同庁舎Ｂ棟１４階　都市・住宅整備課内
２）福島県
場所：①福島県庁西庁舎４階　土木部 まちづくり推進課内
②福島県庁西庁舎２階　県政情報センター内
福島県福島市杉妻町２番１６号
③福島県各地方振興局（県北を除く）　県政情報コーナー内
④福島県各建設事務所　企画調査課内
３）双葉町 復興推進課
福島県いわき市東田町２丁目１９番地の４
場所：双葉町役場２階　復興推進課内
４）浪江町 企画財政課
福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田７番地２
場所：浪江町役場２階　企画財政課内

２　意見募集期間

平成２９年５月９日（火）から平成２９年６月８日（木）まで（必着）

３　意見公募方法

別紙２の意見記入用紙をふまえ、次のいずれかの方法で日本語にて送付してください。なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますのであらかじめご了承ください。

（１）　意見箱に投函する場合

基本構想（案）の閲覧場所に設置してある記入用紙にご意見を記入いただき、備え付けの意見箱に投函してください。

（２）　郵送の場合

あて先：〒９８０－８６０２　宮城県仙台市青葉区本町３－３－１

東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係　あて

※郵便はがき又は封筒の表に「福島県における復興祈念公園基本構想（案）に対する意見」であることを明記のうえ、基本構想（案）に対するご意見の他に、性別、年齢（年代）、住所（都道府県名と市町村名）を記入してください。

（３）ファックスの場合

番　号：０２２－２２７－４４５９

東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係　あて

※ファックス文面の表に「福島県における復興祈念公園基本構想（案）に対する意見」であることを明記のうえ、基本構想（案）に対するご意見の他に、性別、年齢（年代）、住所（都道府県名と市町村名）を記入してください。

（４）電子メールの場合

メールアドレス：thr-tohoku-park@mlit.go.jp

※電子メールの件名に「福島県における復興祈念公園基本構想（案）に対する意見」とし、東北地方整備局ホームページからダウンロードした記入用紙に記入のうえ添付いただくか、メール本文に基本構想（案）に対するご意見の他に、性別、年齢（年代）、住所（都道府県名と市町村名）を記入いただき、送付してください。

４　注意事項

皆様からいただいたご意見につきましては、基本構想（案）の最終的な検討における参考とさせていただきます。

いただいたご意見につきましては、性別、年齢（年代）、住所（都道府県名と市町村名）、ご意見の内容及びご意見に対する見解・対応をホームページで公表させていただく場合がありますのでご承知おきください。

【お問い合わせ先】

国土交通省　東北地方整備局　建政部　都市・住宅整備課　公園係

電話：０２２－２２５－２１７１（代表）（内線６１６３、６１７１）

※平日の９時３０分から１７時３０分の間にお願いします。

別紙１

福島県における復興祈念公園
基本構想（案）

平成 29 年 5 月

はじめに

東日本大震災は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故により広域にわたり甚大な被害が生じた未曽有の大災害であることに鑑み、国が地方と連携して、犠牲者への追悼と鎮魂や、日本の再生に向けた復興への強い意志を国内外に向けて明確に示すこと等を目的とした、復興の象徴となる「復興祈念公園」を整備することが求められている。

2012 年（平成 24 年）より、宮城県では石巻市南浜地区、岩手県では陸前高田市高田松原地区において検討が開始され、2014 年（平成 26 年）3 月に「石巻市南浜地区復興祈念公園（仮称）基本構想」、2014 年（平成 26 年）6 月に「高田松原津波復興祈念公園基本構想」が策定されるとともに、2014 年（平成 26 年）10 月に「国営追悼・祈念施設（仮称）」の設置に関する閣議決定が行われた。その後、基本計画、設計等を行い、事業を進めているところである。

福島県は、東日本大震災により県内でも特に甚大な被害が生じた双葉町・浪江町への復興祈念公園の設置を 2015 年（平成 27 年）4 月に表明、2015 年（平成 27 年）10 月に「福島県における復興祈念公園のあり方（基本構想への県提言）検討有識者会議」を設置、2016 年（平成 28 年）6 月に「福島県における復興祈念公園のあり方【基本構想への県提言】」を公表した。

本構想は、この提言の考え方をふまえながら、国、福島県、双葉町及び浪江町の連携のもと、東日本大震災で甚大な被害を受けた福島県双葉郡双

葉町中野（なかの）地区、両竹（もろたけ）地区、浪江町両竹（もろたけ）地区等において設置される復興祈念公園について、基本理念をはじめふまえるべき基本的事項をまとめたものであり、今後、具体的に進められる整備及び管理運営において基本的な方針となるものである。

なお、本構想は、有識者及び関係行政機関の代表者からなる「福島県における復興祈念公園基本構想検討調査有識者委員会」による審議を経て策定したものである。

福島県における復興祈念公園基本構想検討調査有識者委員会

	氏　名	役　職
委員長	横張　真	東京大学大学院工学系研究科　教授
委　員	市岡　綾子	日本大学工学部　専任講師
〃	櫻井　常矢	高崎経済大学地域政策学部　教授
〃	長林　久夫	日本大学工学部　名誉教授
〃	舟引　敏明	宮城大学事業構想学部　教授
〃	涌井　史郎	東京都市大学環境学部　教授
		（敬称略・五十音順）
行政委員	伊澤　史朗	双葉町長
〃	馬場　有	浪江町長
〃	大河原　聡	福島県土木部長
〃	西野　仁	復興庁参事官
〃	阿部　徹	復興庁福島復興局次長
〃	町田　誠	国土交通省都市局公園緑地・景観課長
〃	筒井　智紀	国土交通省東北地方整備局建政部長

－　目次　－

はじめに

１．東日本大震災の概要 1
（１）全国 1
（２）福島県 1
（３）双葉町、浪江町 3

２．基本理念 7

３．基本方針 １０
（１）生命（いのち）をいたむ １０
【東日本大震災により犠牲となったすべての生命（いのち）への追悼と鎮魂の場となる】
（２）事実をつたえる １０
【東日本大震災の記憶と教訓の後世への伝承の場となる】
（３）縁（よすが）をつなぐ １１
【東日本大震災の記憶と教訓の後世への伝承の場となる】
（４）息吹よみがえる １２
【国内外に向けた復興に対する強い意志の発信の場となる】
（５）基本方針実現のために留意すべきこと １３

４．公園検討区域と周辺地域を含む空間構成の考え方 ... １６
（１）双葉町・浪江町沿岸部の特性 １６
（２）当公園に必要な主な空間機能 １８
（３）公園検討区域と空間配置方針 ２０

おわりに

１．東日本大震災の概要

（１）全国

2011 年（平成 23 年）3 月 11 日（金）14 時 46 分に、三陸沖（北緯 38.1 度、東経 142.9 度）を震央とし、深さ 24km において、マグニチュード 9.0、最大震度 7（宮城県栗原市）という、日本の観測史上最大の東北地方太平洋沖地震が発生した。同日 14 時 49 分に岩手県、宮城県、福島県、15 時 14 分に青森県太平洋沿岸、茨城県、千葉県九十九里・外房を津波予報区とする津波警報（大津波）が発表され、その後発生した津波とともに、太平洋沿岸部に甚大な被害が生じた[1)]。青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の 6 県 64 市町村の浸水面積の合計は約 561 ㎢[2)]、全国の人的被害は、死者 15,893 人、行方不明 2,553 人、負傷 6,152 人に及ぶ[3)]。特に岩手、宮城、福島 3 県において被害が甚大であった。宮城県、福島県等では、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害が 114 件発生し、死者は 19 人に及んだ[4)]。

1)「東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)被害報」（総務省消防庁、平成 28 年 10 月 20 日（木）14 時 00 分）
2)「津波による浸水範囲の面積(概略値)について(第 5 報)」（国土地理院、平成 23 年 4 月 18 日）
3)「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」（警察庁緊急災害警備本部、平成 29 年 3 月 10 日）
4)「東日本大震災（第 110 報)」（国土交通省、平成 24 年 6 月 4 日（月）10:00 作成）

（２）福島県

福島県では、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町等で震度 6 強、福島市、郡山市、二本松市、本宮市等で震度 6 弱の強い揺れを観測し、その後来襲した津波により、沿岸部の 3 市 7 町（いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町）すべてにおいて、主に丘陵と丘陵に挟まれた低地部が浸水被害を受け、浸水面積は約 110km^2 に及ん

だ[1]。津波等直接的な被害による死者・行方不明者は1,831人である[2]。福島県沿岸北部から中部にかけて、浸水面積が大きく、津波等直接的な被害による死者数が多い。また、白河市等内陸部では地すべり、がけ崩れ、堰堤の決壊等が発生した。

さらに、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）は、東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波によって被災し、極めて重大で広範囲に影響を及ぼす福島第一原子力発電所事故が発生した。この影響により、2011年（平成23年）3月11日19時03分政府は原子力緊急事態宣言を発出し、同日21時23分同発電所から半径3km圏内の住民に避難指示、半径3kmから10km圏内の住民に屋内退避指示が出され、周辺の住民は町外への避難を余儀なくされた。その後、避難指示区域が拡大し、住民はより広域に避難することとなった。福島第一原子力発電所から半径20km圏内の地域は、警戒区域として原則立入りが禁止され、半径20km圏外の一部の地域も、計画的避難区域等に設定された。一部の地方自治体について、避難指示区域の見直し等が実施されているが、これまでに約160,000人を超える住民が避難し[3]、現在も、多くの住民が避難生活を余儀なくされている状況にある。現在、避難指示区域が存在する自治体は南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村である。同自治体の住民の避難先等は、福島県内外の各地に分散しており、避難者数は県内で約52,000人、県外で約21,000人である[4]。福島第一原子力発電所事故に伴う避難等による影響が大きいと考えられる震災関連死とされた死者[5]数は2,139人であり[2]、福島県は他県に比べて突出して多く、津波等直接的な被害の犠牲者数を上回る。

警戒区域内で生存する家畜については、国が安楽死処分等を指示した[7]。また、ペットを自宅に留置するなどして避難せざるを得ない状況が発生した[8]。

東日本大震災から6年が経過し、福島県は、失われた産業基盤の再構築を図るため、福島イノベーション・コースト構想等による浜通りの再生を目指しており、廃炉の研究拠点、ロボットの研究・実証拠点などの新たな研究・産業拠点や、原子力災害の教訓・知見の継承、世界へ情報発信等を行うためのアーカイブ拠点施設の整備等を進めている。また、福島県内の市町村においても、東日本大震災の記憶と教訓を後世へ伝承する施設等が計画、整備されている。避難先では、地域の住民による避難者への支援やイベント等での両者の交流が行われるとともに新たなコミュニティづくりが検討されるなど、福島県全体で復興に向けて取組んでいる。

1)「津波による浸水範囲の面積(概略値)について(第5報)」(国土地理院、平成23年4月18日)
2)「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報 」(福島県災害対策本部、平成29年4月17日8時00分現在)
3)「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報 」(福島県災害対策本部、平成24年5月現在)
4) 自治体の公表値(飯舘村は平成29年3月1日、南相馬市は同年3月30日、浪江町は同年3月31日、双葉町・大熊町・富岡町・葛尾村は同年4月1日)
5) 東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方。 (「東日本大震災における震災関連死の死者数」(復興庁、平成28年6月30日) より)
6)「東日本大震災 (第110報)」(国土交通省、平成24年6月4日 (月) 10:00作成)
7)「原子力災害対策本部長指示 (平成24年4月5日)」
8)「東日本大震災における被災動物対応記録集」(環境省、平成25年6月)

(3) 双葉町、浪江町

福島県双葉郡双葉町、浪江町において、津波による最大浸水深は、双葉町で16.5m[1)]、浪江町で10m[2)]に達し、浸水区域内の双葉町中野地区、郡山地区、浪江町請戸地区、中浜地区、両竹地区のほぼすべての建物が津波により全壊となった。津波等直接的な被害による死者・行方不明者は、双葉町で21人、浪江町で182人である[3)]。

さらに、福島第一原子力発電所事故による避難指示が出され、両町とも情

報の共有・提供が十分に図られない中での全町避難となり、発災翌日から捜索、救出活動を行うことができなかった。約1か月後の2011年(平成23年)4月14日、福島第一原子力発電所半径10km圏内の浪江町において行方不明者の捜索が開始されたが、がれきの下敷きとなり、あるいは負傷等により身動きできずに救助を待ち望んでいたものの救助されず犠牲となった人々もいた[4)]。

双葉町、浪江町の避難先は避難指示の拡大により次々と変化、多様化した。双葉町は、多くの町民がまず川俣町に避難し、その後おもに埼玉県加須市及び猪苗代町、福島市、郡山市に避難、その後順次福島県内の仮設住宅等に入居した。浪江町では、多くの住民が順次二本松市に避難し、次いで福島県内5市町村（二本松市、福島市、猪苗代町、磐梯町、北塩原村）の宿泊施設へ避難、その後順次仮設住宅等へ入居した。役場機能について、双葉町は、2011年（平成23年）3月12日から同年3月18日まで川俣町、同年3月19日から同年3月29日までさいたまスーパーアリーナ(埼玉県さいたま市)、同年3月30日から2013年（平成25年）6月16日まで旧埼玉県立騎西高校（埼玉県加須市)、同年6月17日から双葉町いわき事務所に置いている。浪江町は、2011年（平成23年）3月12日から15日まで浪江町役場津島支所、同年3月15日から5月22日まで二本松市役所東和支所、同年5月23日から2012年（平成24年）9月30日まで福島県男女共生センター（二本松市)、同年10月1日から現在まで浪江町二本松事務所に置いている。なお、浪江町は、2013年（平成25年）4月1日に一部機能を浪江町の本庁舎に戻している。

現在も、両町とも避難指示が出され、その避難先は福島県内49市町村、県外43都道府県と全国にわたり、避難者数は27,745人に上る[5)]。震災関連死とされた死者数は双葉町で145人、浪江町で400人であり[3)]、津波等直接的な被害による死者・行方不明者数を上回る。

このような大きな被害が生じる一方で、浪江町の被災者の約 6 割を占める請戸地区では請戸小学校に当時在校していた児童、職員全員が大平山へ、両竹地区では住民が高台に位置する諏訪神社境内地へ、双葉町では住民が双葉海水浴場に面したマリーンハウスふたば最上階にそれぞれ避難し難を逃れることができた。

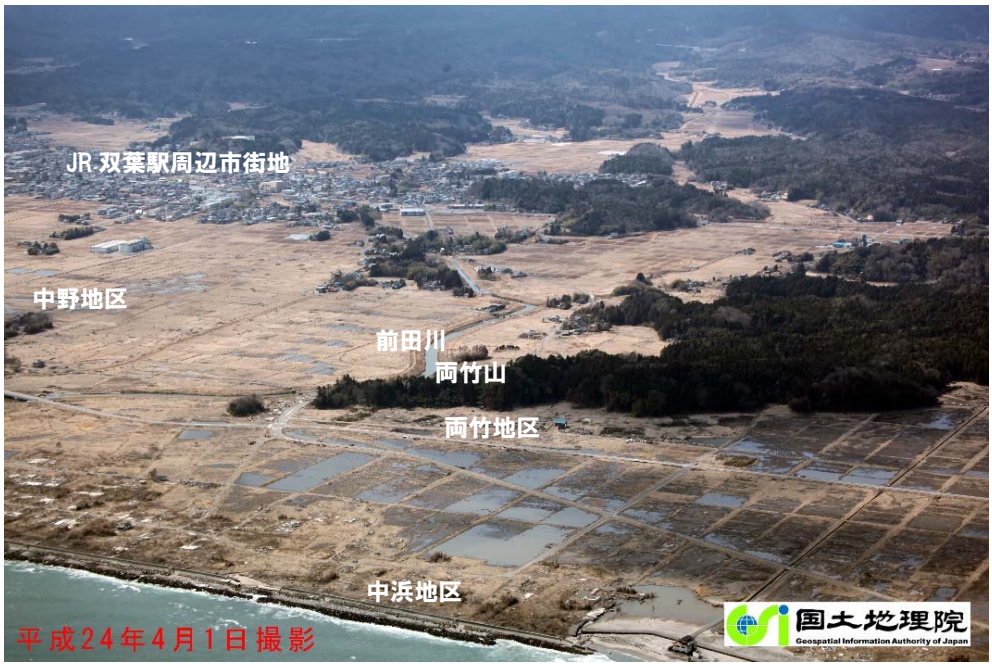

震災後の双葉町・浪江町沿岸部の様子　出典：国土地理院



震災前の双葉町・浪江町沿岸部の様子（2000）

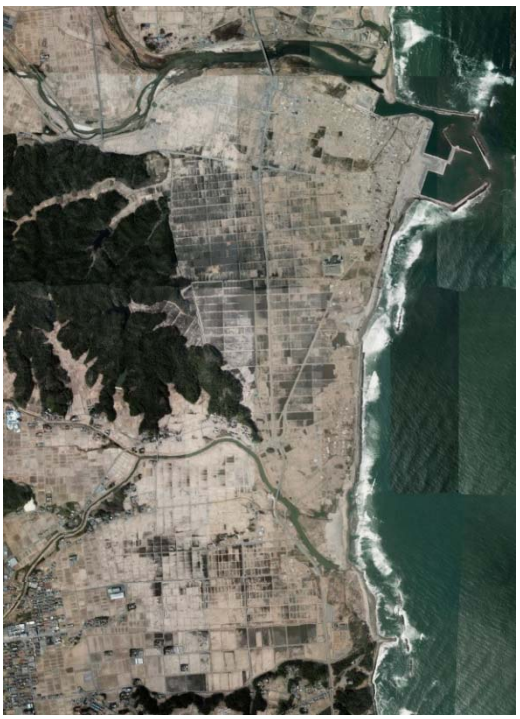
震災後の双葉町・浪江町沿岸部の様子（2012）

東日本大震災から6年が経過し、両町においても、復興に向けて様々な取組みが行われている。福島県は、福島イノベーション・コースト構想等をもとに、浪江町においてロボットテストフィールド（離着陸試験用滑走路）の整備を予定するとともに、2016年（平成28）年8月には、原子力災害の教訓・知見の継承、世界への情報発信等を行うためのアーカイブ拠点施設を双葉町へ整備することを決定した。

双葉町は、中野地区復興産業拠点において産業・研究・業務施設、就業者や来訪者に対してサービスを提供する施設等の整備を検討している。

浪江町は、町の利便性の向上に資する、住民交流の新たな拠点として、仮設商店街「まち・なみ・まるしぇ」を2016年（平成28年）10月27日に開所した。また、浪江町中心市街地再生計画の推進、交流・情報発信拠点施設の整備について行政と住民の協働により検討している。

さらに、両町とも行政と民間との連携を促進し、町の再生の一翼を担うまちづくり会社の設立を検討している。

1）国土交通省都市局「復興支援調査アーカイブ」
（http://fukkou.csis.u-tokyo.ac.jp/）
2）「東日本大震災現地レポート」（東日本建設業保証株式会社、平成24年3月）掲載の「福島県内の津波の高さ（東京大学大学院佐藤眞司教授の研究グループによる警戒区域の津波痕跡調査に基づく）」
3）「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報 」（福島県災害対策本部、平成29年4月17日8時00分現在）
4）「福島県における復興祈念公園のあり方【基本構想への県提言】」（福島県、平成28年6月）
5）浪江町は平成29年3月31日、双葉町は同年4月1日の公表値

２．基本理念

東日本大震災は、広域にわたり甚大な被害が生じた未曽有の大災害であった。福島県では、最大震度 6 強の地震とその後に発生した津波等による直接的な被害により、死者・行方不明者合わせて約 1,800 人を数えることになった。

福島第一原子力発電所事故により避難指示が出された住民は、震災直後、ふるさとに立ち入ることができず、ふるさとを離れて生活をすることを余儀なくされた。現在、福島県内外で約 73,000 人が避難生活を続けている。

福島県では、東日本大震災発災直後から、避難や避難生活による疲労、ストレス等による震災関連死とされた死者が現在でも増加しており、約 2,100 人に上る。これは、直接的な被害による死者・行方不明者を既に上回っている。

中でも、双葉郡は、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所が位置するとともに、震災後 6 年を経て、今なお避難の対象とされ居住ができない避難指示区域が存在する 7 市町村のうち 4 町 1 村が位置している。さらに、双葉町・浪江町は、震災当時の人口[1)]に対する死者・行方不明者数[2)]の割合が福島県の自治体の中でも特に高く、死者が 95 人[3)]と双葉郡最大の犠牲となった福島県内最東端の請戸地区が位置しており、福島県における東日本大震災の被災を俯瞰できる場所となっている。

福島県沿岸部は、先史時代から人々が生活を営んできた地であるとともに貞観地震や天保の飢饉等様々な困難に度々見舞われ、それを乗り越えて来た歴史を有する。当時より人々の心の支えとして、神楽や踊り等民俗芸能が受け継がれており、震災後避難先において請戸の田植踊、双葉町前沢の女宝（おんなほう）財踊（さいおどり）等の民俗芸能が復活している。福島県沿岸部の主要産業は、農業、漁業、工業、エネルギー産業等時代によって変遷し、福島第一原子力発電所事故後は新たな産業の誘致が始まっている。また、周辺地域では東日本大震災

からの復興の拠点や、原子力災害の教訓・知見の継承、世界への情報発信等を行うためのアーカイブ拠点施設が計画されている。このように、福島県では、震災からの再生の息吹が聞こえはじめている。

この地に整備される復興祈念公園は、福島県、さらには被災地全体のかなめとして、この地のみならず東日本大震災で犠牲となった全ての生命（いのち）に対する追悼と鎮魂の場となるものである。また、震災以降福島第一原子力発電所事故による避難が継続している中、地域との連携により、津波被害や福島第一原子力発電所事故による災害等震災の記憶と教訓を後世に伝承するとともに、ふるさとを離れた地域の人々をつなぐ心の拠り所となるものである。さらには、復興の進度に応じた段階的な整備や管理を行い、公園の整備や周辺地域の産業の再生とあわせ、人々が再び福島に戻り、福島の再生を一層強く発信し、たとえ長い時間を要したとしてもふるさとを取り戻し、創造する象徴となるものである。

このような認識のもと、福島県双葉郡双葉町中野地区、両竹地区、浪江町両竹地区等における復興祈念公園の基本理念を次のとおり定める。

生命（いのち）をいたみ、
事実をつたえ、
縁（よすが）をつなぎ、
息吹よみがえる

復興祈念公園は、現在、岩手県、宮城県で整備が進められている。岩手県における復興祈念公園は、これまで何度も津波の被害を受けてきた三陸地方のリアス式海岸である陸前高田市の高田松原地区に位置し、奇跡の一本松などにより今回の津波とその被害からの復興の姿を象徴的に発信するものとなっている。宮城県における復興祈念公園は、最大の犠牲者のあった自治体である石巻市の平野部である南浜地区に位置し、津波に対して脆弱なまちであり多くの犠牲を出した記憶と教訓を後世に伝承していくものとなっている。

これらと福島県における復興祈念公園があいまって、広域的かつ未曾有の災害であった東日本大震災全体の犠牲者の追悼・鎮魂、被災地それぞれの状況に応じた震災の記憶と教訓の伝承、さらには各県における復興の象徴としての役割を持つ「かなめ」の場所として、復興への強い意志と人々の弛まぬ復興への支援を国内外に発信していくものとする。

1）福島県現住人口調査月報 平成 23 年 3 月 1 日現在（福島県、平成 23 年 10 月 5 日公表）
2）平成 23 年東北地方太平洋沖地震による人的被害（福島県災害対策本部、平成 28 年 12 月 22 日現在）
3）「津波による死者、行方不明者」（浪江町、平成 27 年 10 月 6 日現在）

３．基本方針

基本理念をふまえ、福島県における復興祈念公園の基本方針を定める。

（１）生命（いのち）をいたむ

【東日本大震災により犠牲となったすべての生命（いのち）への追悼と鎮魂の場となる】

東北地方太平洋沖地震とその後に来襲した津波は、福島県において、家屋の倒壊、沿岸部における浸水被害、土砂災害等、県内全域にわたり甚大な被害をもたらした。さらに、今なお福島第一原子力発電所事故による避難の対象とされ、居住できない区域が存在する。双葉町・浪江町をはじめとする福島第一原子力発電所事故による避難は、県内全域に加え全国にわたっている。東日本大震災により犠牲となった人々とともに、地域の人々とふるさとでの暮らしをともにした動物等も犠牲となっている。このような、犠牲となったすべての生命（いのち）をいたむことが求められている。

中でも、中野地区、両竹地区等は、福島県の中でも特に被害が大きかった請戸地区を望み、住民が津波から避難した諏訪神社が位置する場所である。さらに、原子力災害に係る除染廃棄物保管のための中間貯蔵施設整備が隣接地で進められるなど、津波被害のみならず福島第一原子力発電所事故の影響を受けている福島県の被災を俯瞰できる場所である。

当公園は、福島県、さらには被災地全体の追悼と鎮魂の中核的な場所として、国内外のあらゆる人々が集い、東日本大震災により犠牲となったすべての生命（いのち）への深い追悼と鎮魂の場を整備し、犠牲となった動物に思いを致す慰霊碑を整備する。

（２）事実をつたえる

【東日本大震災の記憶と教訓の後世への伝承の場となる】

地震とその後に発生した津波により、福島県では、全域にわたり建物の倒

壊、浸水被害等甚大な被害が発生するとともに、福島第一原子力発電所事故による避難指示で避難や行政機能の移転が繰り返された。

双葉町・浪江町では、東日本大震災による津波により沿岸部のほとんどの建物が全壊の被害を受け、人々は諏訪神社、マリーンハウスふたば等に避難した。周辺地域には、震災時の津波の脅威を今に伝える浪江町の請戸小学校等被災した建造物が残存し、震災遺構とすることが検討されている。津波による被害を受けた集落には、震災前の建物基礎や街路跡が存在している箇所もあり震災前の記憶を残している。また、中野地区、両竹地区等は避難指示が出された区域に位置し、福島第一原子力発電所事故による避難当時の雰囲気を色濃く残す。

このため、津波による被災を受け、福島第一原子力発電所事故による災害からの復興が進むこの場所で、地域と一体となって、日本国内、世界から来訪する人々が、津波被害や福島第一原子力発電所事故による避難の状況等震災の記憶や、着実な震災からの復興等の教訓を伝承する。

当公園は、原子力災害の教訓・知見の継承、世界への情報発信等を行うためのアーカイブ拠点施設等と連携し、震災による被害の原因となった震源方向や福島第一原子力発電所等を望み、公園で東日本大震災の被害や津波の高さを実感する場を整備する。公園では、福島県内の自治体が予定する震災遺構を活用した伝承活動と連携し、特に、次世代に切れ目なく震災の記憶と教訓を引き継ぐ。

（3）縁（よすが）をつなぐ

【東日本大震災の記憶と教訓の後世への伝承の場となる】

福島県沿岸部は先史時代から人々が生活を営んできた地であり、連綿と築き上げてきた歴史と文化がある。福島県沿岸部には地域に継承されてきた民俗芸能が多く、それらを披露する祭り等の伝統行事も開催されてきた。

中野地区、両竹地区等やその周辺地域には、鎌倉時代より江戸時代まで一貫して福島県沿岸部を治めていた相馬氏の古城である両竹館跡が位置するとともに、古くから続いた福島県沿岸部の農業、漁業集落の風景があった。

福島第一原子力発電所事故による避難者は、県内外の各地に分散しており、警戒区域及び避難指示区域の見直しに伴いふるさとに戻られる人々がいる一方、避難が継続する人々や新たな土地に居住する人々がいる。避難された多くの人々はふるさととのつながりを求めており、地域に根付いた伝統行事をはじめとする文化等地域の人々とふるさとを結ぶ縁（よすが）が必要である。

当公園は、震災以前からの地域の歴史・文化を継承するとともに心を癒やす花の風景づくり等市民活動の拠点を形成し、ふるさとの記憶を想起させ、現在避難されている人々を含め人々が支え合い助け合うための心の拠り所となる場を整備する。

（4）息吹よみがえる

【国内外に向けた復興に対する強い意志の発信の場となる】

福島県沿岸部は、過去、地震・津波等自然災害、飢饉等様々な困難を乗り越えてきた歴史を有する。また、度重なる困難に見舞われても引き継がれてきた伝統文化があり、東日本大震災後も継承されている。東日本大震災からの復旧・復興に向けて、環境、産業、文化等様々な面で福島を取り戻し、さらに新たに創り出すための取組みが始まっている。

福島県の津波被害や福島第一原子力発電所事故は、震災発生時より日本全国からの支援のみならず各国や国際機関からの国際的な支援を受けており、日本全国、世界が注目しているものである[1)]。2016 年（平成 28 年）10 月には、福島県知事が国際連合本部で福島の復興について講演し関心を集めている。

福島第一原子力発電所事故により、福島県内には避難指示の出されている地域が存在し、数万人の人々が避難を余儀なくされている。その中で、中野地区、両竹地区等は、復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、帰還のための環境整備を目指す避難指示解除準備区域に位置している。福島第一原子力発電所事故の影響を受けたこの場所で、公園及びその周辺地域から、産業が復興し人々の営みが戻り、人々の力強い息吹に満ちたまちがよみがえることが期待されており、復興の象徴として力強いメッセージを発信していく必要がある。

当公園は、福島県における生業の再生と軌を一にして、人々がこの地域に戻り、あるいはこの地域を訪れ、地域が再生していくプロセスに関わり、国内外に向けた復興に対する強い意志と支援への感謝と併せ発信する場を整備する。

1）国際連合広報センターH.P.
（http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/1754/）
「福島第一原子力発電所事故　事務局長報告書」（国際原子力機関、2015）

（5）基本方針実現のために留意すべきこと

① 多様な主体の参画・交流

現在、住民の帰還意向は、双葉町では13.4%[1)]、浪江町では17.5%[2)]であり、地域コミュニティの再生が求められている。また、復興の進度に応じて地域の人々の考え方は変容し、その意向が安定するまでには時間を要することが指摘されている。一方で、浪江町では、行政と住民の協働により交流・情報発信拠点施設（道の駅等）の整備が進められている等復興まちづくりへの市民、企業の参画の萌芽が見られる。そのため、当公園は、多様な主体が、地域の再生のため様々な形で参画・共同し、復興が進むプロセスを示す場を構築する。併せて、将来にわたって当公園の管理運営を安定的に行う体制を構築する。

観光[3)]は、震災前には周辺地域に日本の「快水浴場百選」に選出された双葉海水浴場やマリンパークなみえ等の施設が位置し、浪江町で毎年元旦に初日の出を望む行事や、ウォークラリーが行われるなど地域における産業の一つの柱であった。震災後も、浪江町では交流・情報発信拠点施設（道の駅等）、双葉町では産業交流センターが計画されている。当公園は、周辺地域の観光施設、産業施設、情報発信を行う施設と連携しつつ、次世代に切れ目なく、この地域で学び、実感できる東日本大震災の記憶と教訓を伝承する取組み等を通じて観光による地域の活性化に寄与する。

②利用者の安全・安心の確保

当公園の一部は災害危険区域に指定されており、津波、洪水災害の懸念があることから、当公園の利用者が適切かつ円滑に避難できるよう、避難場所となる丘や避難経路等を整備し、利用者の安全を確保する。

また、避難指示区域に位置していることから、空間放射線量のモニタリング情報を発信し、利用者が安心して利用できる環境とする。

③被災地の状況をふまえた段階的な整備・管理

2020 年（平成 32 年）度に供用予定の、原子力災害の教訓・知見の継承、世界への情報発信等を行うためのアーカイブ拠点施設と併せた情報提供など、一刻も早い福島の再生とこれに向けた取組みが求められているとともに、周辺地域のまちづくりとの連携を図りつつ、再生可能エネルギー等周辺地域に新たに立地する産業との連携、周辺地域の景観との連続、持続可能な市民活動の支援、福島の知見の他地域での活用、人々の復興の進度に応じた考え方の変化等引き続き検討すべき事項があることから、基本方針をふまえ、復興の時間軸に合わせ段階に応じて公園の整備や管理を行っていく。

1)「双葉町 住民意向調査 報告書」(復興庁、福島県、双葉町、平成 29 年 3 月)。「帰還の意向」に関する設問に対する「戻りたいと考えている(将来的な希望も含む)」の回答割合。
2)「浪江町 住民意向調査 報告書」(復興庁、福島県、浪江町、平成 29 年 3 月)。「帰還の意向」に関する設問に対する、「すぐに・いずれ戻りたいと考えている」の回答割合。
3) 語源的には、易経の「観国之光、利用賓于王」(国の光を観るは、もって王に賓たるによろし)に基づくもの。(資料:「現代観光用語事典」(財団法人日本交通公社、昭和 59 年 1 月))

４．公園検討区域と周辺地域を含む空間構成の考え方

（１）双葉町・浪江町沿岸部の特性

○被災状況

福島県では、沿岸部北部から中部にかけて津波による被害が大きく、震災当時の人口[1)]に対する死者・行方不明者の割合は浪江町、富岡町、双葉町の順に高い。

双葉町・浪江町沿岸部は、その東北東にあたる三陸沖を震央として発生した地震と来襲した津波により、低地部が甚大な浸水被害を受けた。

さらに、福島第一原子力発電所事故により、避難指示が出され、双葉町では 2013 年（平成 25 年）5 月 27 日迄、浪江町では 2013 年（平成 25 年）3 月 31 日迄立ち入りのできない警戒区域とされた。現在は、避難指示区域として、住民の避難が続いている。双葉町は、福島第一原子力発電所に最も近い避難指示解除準備区域を有する。

○地形と被災当時の土地利用

双葉町･浪江町沿岸部は阿武隈山地から伸びる丘陵部と沖積低地部から構成され、両町境界部の丘陵（以下、「両竹山」という）から、震災被害の主な要因である津波が来襲した太平洋と、事故が発生した福島第一原子力発電所の排気筒を望むことができる。

また、震災当時、双葉町・浪江町沿岸部は、請戸地区に漁業集落、中野、両竹地区等に農業集落が位置し、その周辺は田畑として利用され、海岸沿いにはクロマツ林が見られた。

○歴史・文化

両竹山に、戦国時代より相馬氏の領内統治のために築かれた両竹館の館跡

が位置し[2]同丘陵南端の高台には 18 世紀に造営された諏訪神社が鎮座している。境内地は、震災直後に住民が津波から避難した場である。

双葉町・浪江町沿岸部には、中心的な集落である請戸地区が請戸川河口部に立地するなど、先史時代から連綿と集落が存続している。同地区内の苕野神社では、請戸の田植踊や樽神輿の浜下りが祭りで披露されていた。

請戸地区と両竹地区を結ぶ町道両竹請戸線は、古くからの主要な道路であり、この道路沿いに震災遺構とすることが検討されている津波被害を受けた請戸小学校が位置する。

〇東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組み

双葉町・浪江町沿岸部には、計画高さ T.P.+7.2ｍの海岸堤防と同堤防より内陸側に概ね幅 200ｍの防災林が整備される。また、双葉町・浪江町沿岸部を流れる請戸川、前田川では、河川堤防が嵩上げ整備される。津波被害を受けた浪江町の中浜、両竹、請戸地区の集落跡地に、防災集団移転促進事業の移転促進区域が指定されている。

双葉町では、廃炉関係事業者等の事業所が立地する中野地区復興産業拠点が整備され、同地区内に原子力災害の教訓・知見の継承、世界への情報発信等を行うためのアーカイブ拠点施設が整備される。中野地区復興産業拠点北側の低地部には、水田再生活用拠点、次世代園芸チャレンジ拠点が計画されている。

浪江町では、請戸川左岸側の丘陵上に福島県によるロボットテストフィールド(離着陸試験用滑走路)が整備され、請戸川両岸の低地部は花卉栽培地、農地の再生等が計画されている。

また、両町とも内陸部に、居住や地域再生の拠点が計画されている。

復興祈念公園については、福島県では、候補地を「双葉・浪江両町にまたがるエリア（中野・両竹地区)」としている。双葉町では、双葉町復興まちづくり計画（第二次）において、双葉町北東部の中野地区復興産業拠点に隣

接する中野地区及び両竹地区の一部を被災伝承･復興祈念ゾーンと位置付けるとともに、浪江町では、浪江町復興計画【第二次】において、浪江町南東部の両竹地区を復興祈念公園候補エリアと位置付けている。

1)「福島県の推計人口（福島県現住人口調査月報）平成 23 年 3 月 1 日現在」（福島県企画調整部統計調査課、平成 23 年 10 月 5 日公表）
2）石原敬彦・大迫徳行・玉川一郎編（平成 12 年 1 月）「図説　相馬・双葉の歴史」西徹雄監修、株式会社郷土出版社

（２）当公園に必要な主な空間機能

○被災地全体の追悼と鎮魂の場

福島県における東日本大震災の死者･行方不明者は、津波等直接的な被害で亡くなられた人々に加え長期の避難生活等により亡くなられた人々が数多く存在する。よって、当公園は、丘や広場など犠牲となったすべての生命（いのち）への追悼と鎮魂の中核的な施設を設ける。併せて、相当規模の式典を行うことができる場を設ける。

○震災の原因を知り、再生の息吹を感じる場

福島県は、東日本大震災による地震、津波の被害のみならず、福島第一原子力発電所事故による災害の影響を強く受けている。よって、当公園は、この原因となった海（震源方向）、福島第一原子力発電所事故の発生場所を示す排気筒、震災により被害を受けた市街地、福島第一原子力発電所事故により避難した各地の方向、災害からの復興の場となる双葉町中野地区復興産業拠点、中野地区、両竹地区等を望み、再生の息吹を感じることができる展望地を設ける。

○震災の脅威、被害を伝え、教訓を学ぶ場

アーカイブ拠点施設は、原子力災害に関する、展示やプレゼンテーションによる情報発信、災害の記録や資料の収集・保存、災害の教訓を伝え、未来

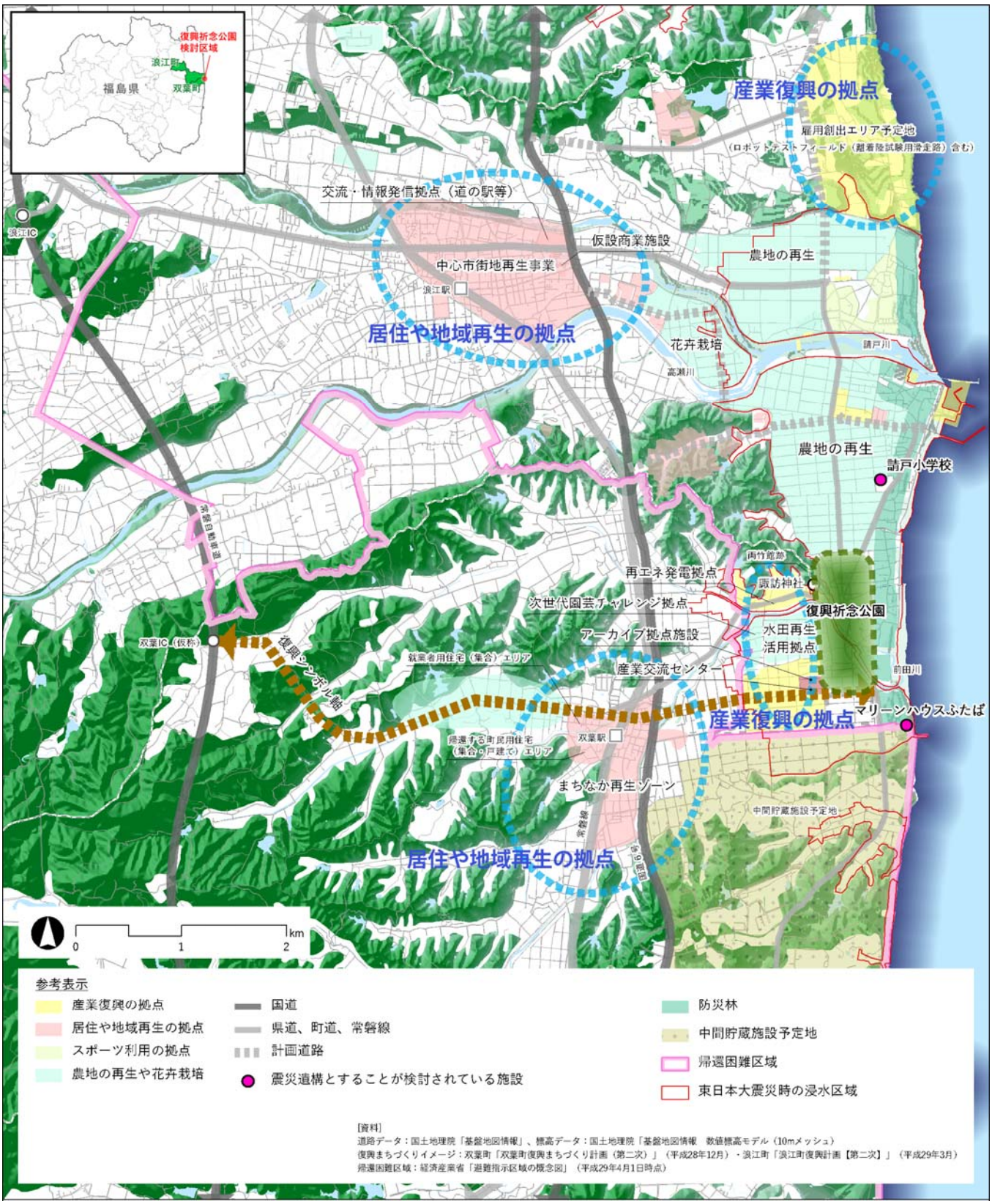

図　双葉町・浪江町沿岸部の特性

の安全へつなげる研修・人材育成、調査・研究等の機能を有する。よって、当公園は、同施設や周辺自治体が予定する震災遺構等を活用した伝承活動と連携し、野外において、東日本大震災の被害や津波の高さを実感し、伝えるとともに、利用者が震災の教訓を学ぶことができるフィールドを設け、震災の記憶と教訓を伝承する。

〇ふるさとと人々を結ぶ場

避難を続けている人々はふるさととのつながりを求めており、ふるさとと人々を結ぶ縁（よすが）となる地域の人々の心の拠り所が必要である。よって、当公園は、様々な困難を乗り越える際に人々の心の拠り所、支えとなる伝統行事の継承活動の場や人々の憩いと潤いの場となる花やみどりを育む場を設ける。

（３）公園検討区域と空間配置方針

東日本大震災による被害を俯瞰できる双葉町･浪江町沿岸部の特性をふまえ、図中（23 頁参照）の区域を公園検討区域とするとともに、当公園に必要な主な空間機能をもとに、以下の通り空間配置方針を整理する。

津波からの避難場所となった両竹山を背後に、地域の歴史・文化や東日本大震災の被災を表す、請戸地区等の各集落、請戸小学校、アーカイブ拠点施設の方向をふまえ、東日本大震災により犠牲となったすべての生命(いのち)への追悼と鎮魂を行い、その被害や津波の高さを実感し、教訓を学ぶことができるよう、丘や広場など追悼と鎮魂の中核的な施設を配置する。

震災の原因となった海（震源方向)、福島第一原子力発電所、福島第一原子力発電所事故による各避難先の方向、請戸小学校、被災集落跡地等の浸水区域、今後復興が進んでいく双葉町の中野地区復興産業拠点、中野地区、両竹地区等を望み、追悼と鎮魂の中核的な施設から容易にアクセスすることができるよう、両竹山を中心に展望地を配置する。

双葉町・浪江町沿岸部の中心であり地域の歴史を残す請戸地区、震災遺構とすることが検討されている請戸小学校、原子力災害の教訓・知見の継承、世界への情報発信等を行うためのアーカイブ拠点施設等と連携できるよう、東日本大震災の事実を伝えるフィールドを配置する。

民俗芸能等の伝統行事、花やみどりは心のやすらぎやにぎわいをもたらすことから、多くの人々が参画できるよう、ふるさとと人々を結ぶ場を配置する。

あわせて、当公園及びその周辺地域に来訪する人々が、公園をはじめとして、双葉町・浪江町沿岸部、福島県内各地へ回遊し、よみがえる福島の息吹を一層感じられるよう、地域の再生の拠点、産業復興の拠点等と連携する。

おわりに

福島県における復興祈念公園の事業推進にあたっては、本構想の基本理念、基本方針等をふまえるとともに、復興の進度に応じた人々の心の変化等、復興の時間軸を十分に意識し、将来にわたって本公園が震災の記憶と教訓を後世に伝承するとともに、地域を再生し、創造する象徴となるよう、整備・管理等の段階に応じて必要な検討を行っていくものとする。



①被災地全体の追悼と鎮魂の場

津波からの避難場所となった両竹山を背後に、東日本大震災により犠牲となったすべての生命（いのち）への追悼と鎮魂を行い、その被害や津波の高さを実感し、教訓を学ぶことができるよう、丘や広場など追悼と鎮魂の中核的な施設を配置

②震災の原因を知り、再生の息吹を感じる場

震災の原因となった海（震源方向）、福島第一原子力発電所、福島第一原子力発電所事故による各避難先の方向、請戸小学校、被災集落跡地等の浸水区域、今後復興が進んでいく双葉町の中野地区復興産業拠点、中野地区、両竹地区等を望み、追悼と鎮魂の中核的な施設から容易にアクセスすることができるよう、両竹山を中心に展望地を配置

③震災の脅威、被害を伝え、教訓を学ぶ場

双葉町・浪江町沿岸部の中心であり地域の歴史を残す請戸地区、震災遺構とすることが検討されている請戸小学校、原子力災害の教訓・知見の継承、世界への情報発信等を行うためのアーカイブ拠点施設等と連携できるよう、東日本大震災の事実を伝えるフィールドを配置

④ふるさとと人々を結ぶ場

民俗芸能等の伝統行事、花やみどりは心のやすらぎやにぎわいをもたらすことから、多くの人々が参画できるよう、ふるさとと人々を結ぶ場を配置

※本図は、公園検討区域と周辺地域を含む空間構成の考え方を示すものであり、公園内の施設等の位置を定めるものではない。

図　公園検討区域と周辺地域を含む空間構成の考え方

（別紙２）

福島県における復興祈念公園基本構想（案）
意見記入用紙

福島県における復興祈念公園基本構想（案）についてご意見をお寄せください。

性別 ※該当箇所に○をつけてください	男　・　女		
年代 ※該当箇所に○をつけてください	①１０歳未満	②１０歳代	③２０歳代
	④３０歳代	⑤４０歳代	⑥５０歳代
	⑦６０歳代	⑧７０歳代	⑨８０歳以上
現在のご住所 ※該当箇所にご記入ください	都道府県		市区町村
震災前のご住所	都道府県		市区町村
ご意見			

ご協力ありがとうございました。

・いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

・いただいたご意見の内容は、性別、年齢（年代）、住所（都道府県名と市町村名）と合わせて公開される可能性があることをご承知おきください。

福島県における復興祈念公園基本構想（案）に対する意見の募集について

意見募集期間　平成 29 年 5 月 9 日（火）～平成 29 年 6 月 8 日（木）【必着】

国土交通省東北地方整備局では、有識者からなる「福島県における復興祈念公園基本構想検討調査有識者委員会」を設置し、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による未曽有の大災害である東日本大震災で甚大な被害を受けた、福島県双葉郡双葉町中野地区、両竹地区、浪江町両竹地区等を対象に、福島県と連携して復興祈念公園の基本構想の検討を重ねてきました。

このたび、基本構想（案）をとりまとめましたので、地域の方々のお考えをお伺いするため、以下の要領で基本構想（案）に対するご意見を募集します。いただいたご意見は、検討を行う際の資料とさせていただきますので、ぜひご意見をお寄せください。

基本構想（案）の閲覧・入手方法

① ホームページからダウンロード

東北地方整備局 HP　<http://www.thr.mlit.go.jp/> ➡ 復興祈念公園 ➡ 福島県 をクリック

② 以下の場所にて閲覧・応募ができます　（※裏面に地図記載）

1. 国土交通省 東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係（宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1）
   場所：仙台合同庁舎 B 棟 14 階 都市・住宅整備課内
2. 福島県 土木部 まちづくり推進課（福島県福島市杉妻町 2-16）
   場所：①福島県庁西庁舎４階 まちづくり推進課内　②福島県庁西庁舎２階 県政情報センター内
   ③福島県各地方振興局（県北を除く） 県政情報コーナー内　④福島県各建設事務所 企画調査課内
3. 双葉町 復興推進課（福島県いわき市東田町 2-19-4）
   場所：双葉町役場２階 復興推進課内
4. 浪江町 企画財政課（福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2）
   場所：浪江町役場２階 企画財政課内

意見公募方法

基本構想（案）をご覧いただいた上で、以下のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

※「福島県における復興祈念公園基本構想（案）に対する意見募集」であることを明記のうえ、基本構想（案）に対するご意見の他に、性別、年齢（年代）、住所（都道府県名と市町村名）をご記入ください。

① 意見箱

閲覧場所にある記入用紙に記入の上、備え付けの意見箱に投函してください。

② 郵送

〒980-8602
仙台市青葉区本町 3-3-1
国土交通省 東北地方整備局
建政部 都市・住宅整備課
公園係 あて

③ ファックス

番号：022-227-4459
国土交通省 東北地方整備局
建政部 都市・住宅整備課
公園係 あて

④ 電子メール

上記ホームページからダウンロードした記入用紙に記入の上、下記アドレスに送付してください。
thr-tohoku-park@mlit.go.jp

福島県における復興祈念公園シンポジウム

公園から福島の再生を考える

主催／国土交通省東北地方整備局・福島県・双葉町・浪江町

平成 29 年 5 月 28 日（日）
13：30~15：30

福島県における復興祈念公園の検討にあたり、復興祈念公園の基本構想をもとに、今後の地域の復興と復興祈念公園との関わりを探ります。

会　場/ ラコパ福島（福島市）（※裏面に地図記載）
入場無料（※裏面に事前申込方法記載）

●基調講演
「福島県における復興祈念公園について」
講　師/横張　真（東京大学大学院工学系研究科教授）

●パネルディスカッション
コーディネーター/横張　真（東京大学大学院工学系研究科教授）
パ ネ リ ス ト/市岡　綾子（日本大学工学部専任講師）
長林　久夫（日本大学工学部名誉教授）
伊澤　史朗（双葉町長）
馬場　有（浪江町長）

お問い合わせ先
国土交通省 東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 公園係　電話：022-225-2171（内線 6163、6171）
福島県 土木部 まちづくり推進課　電話：024-521-7510（直通）

基本構想（案）閲覧場所・シンポジウム会場のご案内

基本構想（案）の主な閲覧場所

国土交通省 東北地方整備局 建政部 都市･住宅整備課 公園係

宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1
仙台合同庁舎 B 棟 14 階
都市・住宅整備課内



福島県庁

福島県福島市杉妻町 2-16
・西庁舎４階 まちづくり推進課内
・西庁舎２階 県政情報センター内



福島県 いわき地方振興局

福島県いわき市平字梅本 15
いわき合同庁舎 1 階
県政情報コーナー内



※他の県北を除く地方振興局、建設事務所でも閲覧ができます

福島県 相双地方振興局

福島県南相馬市原町区錦町 1-30
南相馬合同庁舎１階
県政情報コーナー内



※他の県北を除く地方振興局、建設事務所でも閲覧ができます

双葉町 復興推進課

福島県いわき市東田町 2-19-4
双葉町役場いわき事務所２階
復興推進課内



浪江町 企画財政課

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋
字六反田 7-2
浪江町役場２階 企画財政課内



シンポジウム会場

ラコパ福島　JR 福島駅より徒歩約 15 分

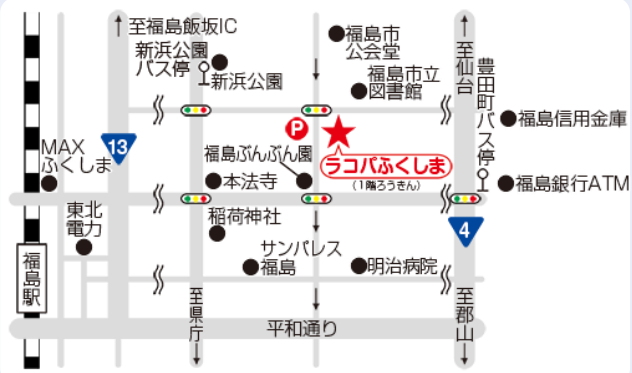

会館の向かい側に 34 台分のコインパーキングがございます。
会場利用者にはサービス券をお渡しします。

シンポジウム事前参加申込【5 月 21 日（日）締切】

以下の宛先まで電子メールまたは FAX にてお申し込みください。

宛先：福島県 土木部 まちづくり推進課
電子メール：machizukuri@pref.fukushima.lg.jp
FAX：024-521-7956

福島県における復興祈念公園シンポジウム参加申込

●代表者氏名（ふりがな）	
●参加人数	代表者含め（　　）人参加
●ご所属	
●ご連絡先	

※個人情報は個人情報保護関連法令に基づき当シンポジウムの開催に必要な範囲内で使用させて頂きます。